

平成 26 年 10 月 1 日

関係各位

東北地方整備局 小名浜港湾事務所

小名浜港臨港道路(橋梁)整備に伴う航路部桁下空間の制約について

平素より港湾行政並びに港湾整備にご理解とご協力いただき感謝申し上げます。

さて、平成 28 年の供用を目指して工事を進めている東港地区臨港道路の整備について、上部工事の進捗により平成 26 年 10 月 20 日より中央航路部に上空制限が生じます。

このため、工事期間中は略最高高潮面(N.H.H.W.L)+20.6m を超える船舶の橋梁施工箇所への航行は不可となりますのでお知らせいたします。

なお、上記に該当し、1・2号埠頭又は漁港区へ向かう船舶は、小名浜港三崎航路からの入出港となりますが、同航路は航路幅が狭いことから、航行にあたっては充分ご注意くださいよう、皆様方のご協力をお願いいたします。

臨港道路橋梁工事についての問い合わせ

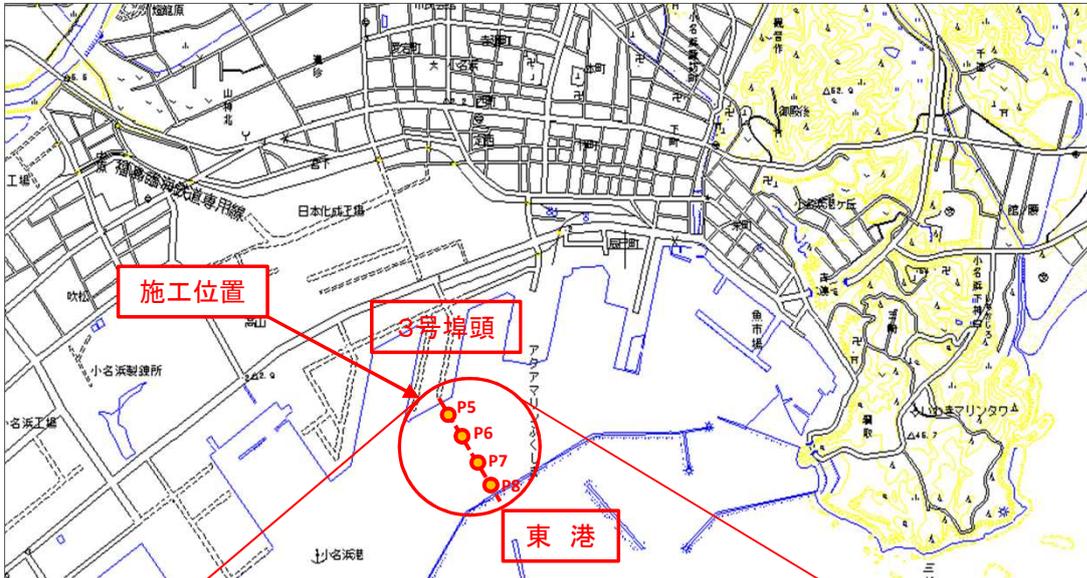
小名浜港湾事務所

前任建設管理官 川井

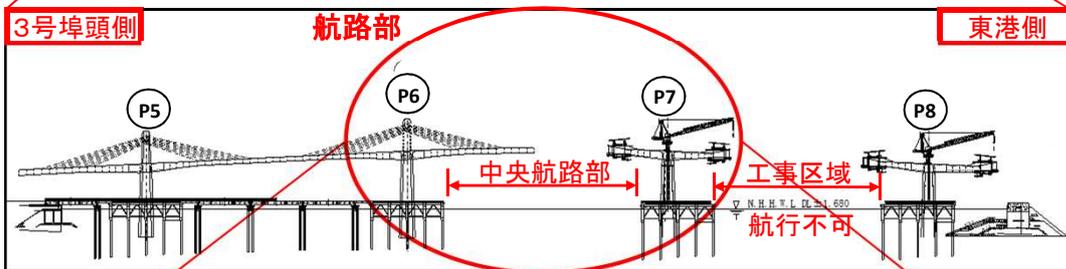
[TEL:0246-53-7104](tel:0246-53-7104)

小名浜港臨港道路(橋梁)整備に伴う航路部桁下空間の制約について

1. 施工位置図



2. 航路部桁下空間制約(上空制限)



中央航路部拡大図

